

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十五年法律第七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成四十一年三月三十一日」に改め、同項ただし書中「平成三十一年度」を「平成四十一年度」に改める。

別表農地及び農業用施設の項中「の新築」を削り、「限る。」の下に「の新築又は改築」を加える。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表農地及び農業用施設の項の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

理由

成田国際空港の周辺地域における道路、農地及び農業用施設等の整備を促進するため、成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を延長するとともに、農地及び農業用施設の整備に係る国の負担割合の特例等の対象となる事業を追加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。